

主 文

被告人を拘禁刑 3 年に処する。

この裁判が確定した日から 5 年間その刑の執行を猶予し、その猶予の期間中被告人を保護観察に付する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、

第 1 別表（省略）記載のとおり、令和 7 年 1 1 月 4 日から同月 1 5 日頃までの間、

3 回にわたり、埼玉県行田市長野 4 1 9 5 番地 1 所在の埼玉県行田警察署駐車

場に駐車中の自動車内ほか 1 か所において、埼玉県羽生警察署署長 A 管理のト

レーディングカード 1 0 枚（買取価格合計 7 7 万 5 0 0 円相当）を窃取し、

第 2 同月 2 1 日午前 8 時頃から同日午後 7 時頃までの間に、埼玉県羽生市（住所

省略）B 方敷地内南西側に設置された物置から鍵 1 個（時価約 5 0 0 円相当）

を窃取した上、その頃、窃盗の目的で、前記 B 方に、同鍵を使用して 1 階玄関

の引き戸の施錠を解いて侵入し、その頃、同所において、同人所有の現金約 6

5 万円を窃取し、

第 3 窃盗の目的で、同月 2 7 日午前 8 時頃から同日午後 7 時 3 0 分頃までの間に、

前記 B 方に前記引き戸を開けて侵入し、その頃、同所において、同人管理のネ

ックレス 4 個等 8 点（買取価格合計 8 9 万 5 0 0 0 円）を窃取した。

【量刑の理由】

本件は、現職の警察官であった被告人が、3 回にわたり、捜査を担当する事件の

証拠品として押収されたトレーディングカード合計 1 0 枚を窃取し（判示第 1）、

さらに、2 回にわたり、検視のため臨場した際に合鍵や現金の保管場所等を知った

住居に侵入して、現金や貴金属を窃取した（判示第 2 及び第 3）事案である。

判示第 1 の各犯行は、証拠品を扱い得る捜査担当警察官の立場を利用するなどし

た悪質なもので、被害額も買取価格合計 7 7 万円余りと比較的多額であり、捜査に

与えた影響も見過ごせない。また、判示第2及び第3の各犯行は、警察官としての職務に際し警察に対する信頼を前提に被害者から得た情報を利用するなどした悪質なもので、被害額もそれぞれ現金約65万円、買取価格合計89万円余りと比較的多額であり、自宅に侵入された被害者に与えた嫌悪感や恐怖感も軽視できない。い
5 ずれの犯行も警察に対する市民の信頼を大きく損なうものであり、その社会的影響も看過することはできない。

被告人は、競馬にのめり込んで借金を重ね、犯罪捜査等を責務とする警察官でありながら、馬券の購入や借金の返済に充てる金銭欲しさに、短期間のうちに本件各犯行を重ねたものであり、その利欲的で身勝手な動機、経緯に酌量の余地はなく、
10 規範意識の希薄さが顕著であって、強い非難に値する。なお、弁護人は、被告人の行動がギャンブル依存症の影響下にあった旨主張するが、精神障害が本件各犯行に責任非難を軽減させるような有意な影響を与えたことをうかがわせる具体的事情は見受けられない。

以上を踏まえると、本件の犯情は悪質であって、被告人の刑事責任は重く、拘禁
15 刑を選択の上、実刑に処することも考えられる。

もっとも、判示第1の被害に関し、被害品のうち被告人が所持していた1枚及び売却先で発見された3枚が被害者に還付されているほか、被告人が、未発見のもの
のうち3枚につき所有者とされる個人と会社に4万円と35万円を、他の3枚につ
き任意提出者に100万円を、売却先で発見されたもののうち2枚につき売却先の
20 運営会社に25万円を、それぞれ支払い又は近日中の支払を約して、いずれも示談を成立させていること、判示第2及び第3の被害に関しても、被害品の一部が被害者に還付されているほか、被告人が被害者に200万円を支払って示談を成立させていることが認められ、このように被告人が両親の協力を得て財産的被害の相当部分につき回復させ又は回復に努めていることは、財産犯を中心とする本件では十分
25 考慮すべきである。また、被告人が、前科前歴を有しておらず、捜査段階から本件各犯行を認め、その背景にあるギャンブル依存症の回復施設に入所するなどして反

省の態度と更生への意欲を示しているほか、自ら招いたこととはいえ懲戒免職となり逮捕・勾留されるなどして一定の制裁を受けていること、被告人の両親が今後必要となる同施設と被害弁償の費用について協力を約束し、同施設の職員が出廷して被告人の支援を約束したことなどの酌むべき事情もある。

5 そこで、これらの事情も踏まえて検討すると、本件が実刑を免れない事案である
とまではいえず、被告人に対しては、主文の刑を科して本件の刑事責任を明確にし
た上で、その刑の執行を猶予し、公的機関の指導監督等の下、社会の中で更生する
機会を与えるのが相当である。

（検察官の求刑 拘禁刑 3 年 6 月の全部実刑、弁護人の科刑意見 刑の執行猶予）

10 令和 8 年 6 月 4 日

さいたま地方裁判所第 5 刑事部

裁 判 官 並 河 浩 二